

帯広市告示第213号

騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域（以下「指定地域」という。）、法第4条第1項の規定による特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号の規定による市長が指定する区域並びに騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号。以下「府令」という。）別表の備考の規定による市長が定める区域を次のとおり定め、平成27年6月18日から適用し、平成24年帯広市告示第137号は廃止する。

平成27年6月18日

帯広市長 米 沢 則 寿

- 1 指定地域として、次の図のとおり指定する。
（「次の図」は、省略し、帯広市市民環境部環境都市推進課に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 法第4条第1項の規定による指定地域内における特定工場等において発生する騒音の規制基準を次のとおり定める。

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前8時から 午後7時まで	午前6時から 午前8時まで 午後7時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種区域	65デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

備考

第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、指定地域としてそれぞれ指定された第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいう。

- 3 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号の規定による市長が指定する区域を次のとおり定める。

指定地域のうち、第1種区域及び第2種区域の全域並びに第3種区域及び第4種区域内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内

4 府令別表の備考の規定による市長が定める区域を次のとおり定める。

- (1) a 区域 指定地域のうち、第1種区域及び第2種区域（第2種区域にあつては、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）
- (2) b 区域 指定地域のうち、第2種区域（a 区域として定める地域を除く。）
- (3) c 区域 指定地域のうち、第3種区域（都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた工業専用地域（以下「工業専用地域」という。）を除く。）及び第4種区域

帯広市告示第304号

騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域（以下「指定地域」という。）を次のとおり変更し、平成30年11月8日から適用する。

平成30年11月8日

帯広市長 米 沢 則 寿

指定地域として、次の図のとおり変更する。

（「次の図」は、省略し、帯広市市民環境部環境都市推進課に備え置いて縦覧に供する。）

帯広市告示第223号

騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域（以下「指定地域」という。）を次のとおり変更し、令和3年9月9日から適用する。

令和3年9月9日

帯広市長 米 沢 則 寿

指定地域として、次の図のとおり変更する。

（「次の図」は、省略し、帯広市都市環境部環境室環境課に備え置いて縦覧に供する。）